

意見公募後の審査基準案の修正内容

新	旧	理由
<p>第3 非開示情報該当性の判断基準</p> <p>2 個人に関する情報（条例第6条第1項第2号）についての判断基準</p> <p>(6) ただし書ア</p> <p>「法令等の規定により又は慣行として、何人も閲覧することができる」とされている情報」とは、法令等により何人も閲覧することができる定められている個人に関する情報をいい、閲覧を利害関係人等に限って認めているものは含まない。また、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。</p> <p>なお、法令等に<u>何人も閲覧することができる旨の規定が</u>されていても、請求の目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨ではない場合も含まない。</p>	<p>第3 非開示情報該当性の判断基準</p> <p>2 個人に関する情報（条例第6条第1項第2号）についての判断基準</p> <p>(6) ただし書ア</p> <p>「法令等の規定により又は慣行として、何人も閲覧することができる」とされている情報」とは、法令等により何人も閲覧することができる定められている個人に関する情報をいい、閲覧を利害関係人等に限って認めているものは含まない。また、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。</p> <p>なお、法令等に「<u>何人も</u>」と規定されていても、請求の目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨ではない場合も含まない（<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項等</u>）。</p>	<p>住民基本台帳法第11条第3項が改正されており、目的等による閲覧の制限に関する条文がないため。</p>

新	旧	理由
<p>(8) ただし書ウ</p> <p>エ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、公表しても社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報</p> <p>「公にされ」とは、現在、何人も知りうる状態（現に周知の事実であるかどうかは問わない。）に置かれていることをいい、「公にすることが予定され」とは、開示請求の時点においては公にされていないものの、将来、公にすることが予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定していることを含む。）されていることをいう。</p> <p>具体的には、次のようなものがある。</p> <p>(ア)～(エ) 省略</p> <p><u>オ</u> 公共用財産の使用許可、道路の占有許可、河川の占有許可など事務事業の性質上情報の提供が予定されている情報その他県が許認可を行った相手方の氏名等であって、公表することにより個人の権利利益を侵害しない情報</p>	<p>(8) ただし書ウ</p> <p>エ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、公表しても社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる情報</p> <p>「公にされ」とは、現在、何人も知りうる状態（現に周知の事実であるかどうかは問わない。）に置かれていることをいい、「公にすることが予定され」とは、開示請求の時点においては公にされていないものの、将来、公にすることが予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定していることを含む。）されていることをいう。</p> <p>具体的には、次のようなものがある。</p> <p>(ア)～(エ) 省略</p> <p><u>オ</u> 公共用財産の使用許可、道路の占有許可、河川の占有許可など事務事業の性質上情報の提供が予定されている情報その他県が許認可を行った相手方の氏名等であって、公表することにより個人の権利利益を侵害しない情報</p>	<p>記号が誤っているため。</p>

新	旧	理由
<p>8 任意に提供された情報（条例第6条第1項第8号）についての判断基準</p> <p>(1) <u>ここでいう「県の機関」は、7(1)と同じ。</u></p>	<p>8 任意に提供された情報（条例第6条第1項第8号）についての判断基準</p> <p>(1) 「県の機関」とは、<u>条例第6条第1項第7号の解釈と同じで、全ての実施機関等をいう。</u></p>	<p>言い換え（「解釈」、「実施機関等」の言葉があいまいであるため。</p>